

豊中市立学校特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めのあるものを除くほか、豊中市立学校の特別支援学級及び通級学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るために豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により豊中市立学校に設置された学級をいう。
- (2) 通級学級 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定により豊中市立学校に設置された学級をいう。
- (3) 保護者 児童生徒と生計を同一にし、親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人、後見人もないときは現に当該児童生徒の監護及び教育をしていると認められる者）をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費は、次に掲げる者に支給する。

- (1) 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者であって、その保護者の属する世帯の前年の総収入額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づき算定したその世帯の需要の額の2.5倍未満である者
 - (2) 通級学級に就学する児童又は生徒の保護者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。
- (1) 生活保護法に基づく生活扶助又は教育扶助を受給している者
 - (2) 豊中市就学援助費支給要綱に基づき、就学援助費を受給している者

(支給費目及び支給額)

第4条 就学奨励費は、予算及び国の通知による額の範囲内で、次の各号に掲げる支給費目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給（1円未満の端数は切り捨て）するものとする。ただし、前条第1項第2号に掲げる者にあっては第2号に規定する支給費目に限るものとする。

- (1) 学校給食費 保護者が学校給食費として納付すべき額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- (2) 通学費 児童又は生徒が最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の全額に相当する額
- (3) 修学旅行費 修学旅行（補助の対象とする実施回数は小学校及び中学校（義務教育学校においては前期課程及び後期課程）それぞれにおいて1回に限る。）に参加した児童又は生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる交通費、宿泊費、見学料、その他の経費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- (4) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 学校外に教育の場を求めて行われる学校行事に参加するための交通費及び見学料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- (5) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 学校外に教育の場を求めて行われる学校行事（修学旅行を

除く。補助の対象とする実施回数は学年を通じて1回とする。)に 参加するための交通費及び見学科の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額

- (6) 学用品等購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- (7) 新入学児童・生徒学用品費等 豊中市立学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- (8) その他教育委員会が前各号に準ずると認める就学に要する経費

(申込み等)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、教育委員会が必要と認める書類を添えて、所定の申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込書の提出は、毎年4月1日から翌年の2月末日までの間で、教育委員会が除外した日以外の期間に行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、当該申込者にその旨を通知するものとする。

(支給時期等)

第6条 就学奨励費の額は、月ごとに算定するものとする。

2 就学奨励費の支給は、豊中市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年豊中市教育委員会規則第3号)第2条第1項第1号アに規定する第1学期相当分を10月に、同号イに規定する第2学期及び同号ウに規定する第3学期相当分を3月にそれぞれ支給する。ただし、3学期相当分の学校給食費及び3月分の通学費については、4月に支給する。

3 就学奨励費の支給は、保護者名義の口座への口座振替により行うものとする。

4 教育委員会は、保護者が学校長又は市長に納付すべき費用のうち、第4条に掲げる費目に係る費用の全部又は一部が未収である場合であって、当該学校長又は市長から就学奨励費の直接支給依頼を受けたときは、前項の規定にかかわらず、就学奨励費を当該学校長又は市長に対し直接支給することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、就学奨励費の支給時期、支給回数、支給方法等を変更することができる。

(支給の停止、中止等)

第7条 教育委員会は、第5条第3項の規定により支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)について、支給要件を欠いていると認めるときは、支給を停止し、又は中止するものとする。

2 教育委員会は、支給決定者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該期間等に係る就学奨励費について減額して支給するものとする。

- (1) 当該児童又は生徒が、月の初日から15日までの期間に支給要件を欠くこととなった場合における当該欠くことになった日及び月の16日から末日までの期間に支給対象者になった場合における当該支給対象者になった日の属する月
- (2) 国、都道府県又は他市町村から就学奨励費の支給を受けていた月
- (3) その他教育委員会が支給要件を欠いていると認めるとき。

(支給の取消し等)

第8条 教育委員会は、偽りその他不正な方法により就学奨励費の支給を受けた者があると認めるときは、就学奨励費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育委員会は、就学奨励費の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に就学奨励費が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(届出)

第9条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項の規定による申込みの内容に変更が生じたとき。
- (2) 支給要件を欠くこととなったとき。

(申込書等の様式)

第10条 この要綱による申込書その他必要な書類の様式は、教育長が別に定める。

(細目)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成24年12月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成26年7月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。